

「敷地内禁煙」以外を選択した場合、「平成22年2月に厚生労働省から出された通知（前述）」を「知っている」と答えた割合は80%、「知らない」が20%であった。

たばこの販売については「売店で販売」が5%（病院16%、診療所2%）、「自動販売機で販売」が2%（病院3%、診療所1%）で、病院の2割近くがたばこの販売を行っていた。

3. 調査結果に対する考察と提言

全体で4割の施設が「敷地内禁煙」（34%が「建物内禁煙」）と回答していたが、回答率が低いので実際はもう少し低い可能性がある。参考までに北海道が公開している医療機能情報システムによると、歯科を除く医療施設（施設内診療所含む）で、「施設内禁煙」としている割合は61%であったが、こちらの情報では建物内禁煙も含まれている可能性がある。この調査で、煙の漏れる可能性がある喫煙所が院内にある実態が分かった。

たばこの直接的・間接的な健康影響は明らかであり、医療機関の管理者はすべての人に禁煙を促すこと、および受動喫煙を完全に防止することが必要である。したがって、喫煙を容認するような院内での「喫煙利用者への配慮」や「たばこの販売」は行うべきではない。

北海道医師会では道民の健康と生命を守るため「北海道医師会禁煙宣言」を出しているが、改めて以下のことを提言したい。

- ① 受動喫煙の健康への悪影響を排除するためには、医療機関においては敷地内禁煙が望ましく、最低でも建物内禁煙とし、喫煙場所の煙が非喫煙場所に流出するのを防止する必要がある。また、医療機関でたばこを販売するべきではない。
- ② すべての医療機関は、受動喫煙を含めたたばこの健康への悪影響を人々に周知し、公共空間・職場・学校などでの禁煙を勧める必要がある。喫煙者に対しては禁煙の動機付けを高めると同時に、禁煙治療などの支援を行うことが期待される。

お知らせ

研修会等への託児サービス併設費用の助成について

当会では、育児中の女性医師などに対し、学習する機会を確保することにより、勤務継続や復職の支援を行うことを目的に、**全道規模の専門医会等**が主催・後援する会議や研修会などにおいて託児サービスを併設した場合の費用として2万円を上限に助成することといたしております。

つきましては、該当の会議、研修会等がございましたら、当会事業第五課までご連絡くださいますようお願いいたします。

助成基準

1. 対象 全道規模の専門医会等が主催・後援する会議、研修会、講演会など
【助成内容】託児室利用料、保育料、交通費
(遊具・おやつ・おむつ等購入代は対象外)
2. 期間 平成23年4月～平成24年3月実施分
3. 助成額 2万円を限度として実費を助成いたします。
4. 申請方法 領収書の写し等を添付の上、所定の用紙*によりご申請ください。
※ 下記連絡先までご請求願います。

《連絡先》 北海道医師会事業第五課
〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目
TEL 011-231-1434 (直通) FAX 011-241-3090 E-mail: 5ka@m.dou.jp